

大阪市の「学校図書館活用推進事業」の検討

An Examination of the Promotion of School Library in Osaka City

川瀬綾子† 北克一††

KAWASE Ayako†, KITA Katsuichi††

要旨：改正学校図書館法第6条(平成26年6月27日法律第93号)において学校司書を法制化するとともに、学校司書の配置を努力義務とした。また、附則第2項により、学校司書の養成が求められることとなった。一方、大阪府は独自の学校図書館活用推進事業に取り組んでいる。計画では、平成27年度～29年度の3ヵ年計画で、平成27年度に予算計画3億3,600万円としている。本稿では、同事業について公開されている各種の情報により、大阪市の学校図書館活用推進事業について検討を行う。

キーワード：学校図書館活用推進事業、学校図書館、大阪府学校図書館、学校司書

Keywords：Promotion of School Library, School Library, School Library in Osaka City, School Librarian

1. はじめに

改正学校図書館法第6条(平成26年6月27日法律第93号)において学校司書を法制化するとともに、学校司書の配置を努力義務とした。更に附則第2項により、学校司書の養成が求められることとなった。

一方、大阪府は独自の学校図書館活用推進事業に取り組んでいる。計画では、平成27年度～29年度の3ヵ年計画で、平成27年度に予算計画3億3,600万円としている。事業内容は、1) 学校図書館の蔵書の充実、2) 学校図書館補助員等の配置による開館回数の増加など、としている。本稿では、同事業について公開されている各種の情報により、大阪市の学校図書館活用推進事業について検討を行う。

2. 大阪市の学校図書館活用推進事業の概要

最初に文部科学省が公表した平成26年度「学校図書館の現状に関する調査(概要)」及び「学校図書館の現状に関する調査」²から、近畿地方及び大阪市の学校図書館の現状を確認しておきたい。

同調査では、平成26年5月現在の公立小学校、中学校における司書教諭発令状況及び学校司書配置状況は、全国及び近畿府県は次の通りである。

†京都精華大学

††相愛大学

表1 公立小学校、中学校における司書教諭発令状況(抜粋)

	司書教諭発令 (12学級以上)		司書教諭発令 (11学級以下)	
	小学校	中学校	小学校	中学校
全国	99.1%	97.8%	27.2%	28.3%
滋賀県	100%	100%	21.7%	9.1%
京都府	100%	100%	66.2%	68.3%
大阪府	99.3%	87.9%	46.4%	38.5%
兵庫県	100%	100%	15.6%	19.7%
奈良県	100%	96.6%	63.6%	70.2%
和歌山県	100%	100%	15.2%	7.6%

*同統計数値は、都道府県単位でしか公表がされていない。

表2 公立小学校、中学校における学校司書配置状況(抜粋)

	学校司書配置	
	小学校	中学校
全国	54.4%	52.8%
滋賀県	37.2%	19.0%
京都府	74.9%	73.4%
大阪府	35.0%	34.1%
兵庫県	10.7%	11.3%
奈良県	18.7%	19.0%

和歌山県	10.1%	9.7%
------	-------	------

*同統計数値は、都道府県単位でしか公表がされていない。尚、学校司書については12学級以上、11学級以下それぞれの調査結果はない。

このように司書教諭発令においては、学校図書館法で必置義務とされる12学級以上の小学校では全国及び近畿2府4県ともに、概ね100%近い発令状況である。しかし、大阪府の中学校では87.9%と全国平均を10%程度下回り、また、近畿2府4県で最低の発令率である。

一方、学校司書配置状況は、京都府を除いては軒並み全国平均を小学校、中学校共に下回っており、大阪府では小学校35.0%、中学校34.1%という低い配置率である。

次に、同調査結果の中の「[参考資料] (2) 全市町村における学校図書館図書標準の達成状況」によれば、大阪府が学校図書館図書標準を達成している割合は、次の通りである³。

表2 大阪市の学校図書館図書標準の達成レベル分布

	25%未満	25～50%	50～75%	75～100%	100%以上	達成率
小学校	10	16	89	104	79	26.5%
中学校	2	9	33	47	39	30.0%

*達成率は、自治体において、学校図書館図書標準を達成している学校数が、当該自治体の全学校数に占める割合

このように大阪市の学校図書館図書標準の達成率は、小学校で26.5%(全国60.2%)、中学校で30.0%(全国52.3%)であり、大幅に達成率は劣っている⁴。

こうした状況を背景にして、大阪府では、独自の学校図書館事業に取り組んでいる。担当事務局である大阪府教育委員会のホームページ情報によれば、事業内容は(1)学校図書館の図書整備、(2)学校図書館補助員等の配置の2点である^{5,6}。やや長文になるが、全体像の理解のため、引用で示す。

(1) 学校図書館の図書整備

概要：児童生徒の読書習慣を確立し言語力や論理的思考能力を育むため、また、自ら学び自ら考え、生涯にわたって学び続ける意欲を獲得するため、学校図書館の蔵書を整備し、読書環境の充実を図ります。

発端：学校図書館には、読書意欲の向上や読書習慣をつけさせる「読書センター機能」、各種の資料やメディアを提供し学習を支える「学習センター機能」、情報活用能力の育成を支える「情報センター機能」があり、これらの役割を果たすためには、蔵書の充実をはじめとする読書環境の整備が必要です。本市の学校図書館において必要であると考える蔵書冊数を、小学校で7,000冊、中学校で8,000冊として、それらの冊数を大阪市図書標準とし、この標準に達していない小中学校に対して、不足分を充足するため、3ヵ年計画で予算を配当し、図書整備を行います。予算(一般財源)は、平成27年度～29年度3ヶ年間で、各年度当たり154,848千円である。

実施(予定)：平成27年6月 1期目予算配当
7-8月 全小中学校の
図書冊数調査
10月 図書冊数調査
結果を基に、2期目予算配当
平成28年2月 全小中学校の
図書冊数調査
3月 全小中学校の
図書冊数調査の集約

(2) 学校図書館補助員の配置

概要：学校図書館の開館回数を増やすとともに児童生徒の読書活動を推進する魅力ある学校図書館づくりを行うため、平成27年10月より、全小中学校に学校図書館補助員を配置します。

発端：小学校では学校図書館活性化事業⁷で学校図書館支援ボランティアの養成を行い、学校図書館支援ボランティアによる学校図書館の開館時間の延長や図書の整理、読み聞かせ等の取組を行っています。中学校では、学校

元気アップ地域本部事業⁸で各校の実情に応じて、学校図書館の開館時間の延長や図書の整理等の取組を行っています。これらの取組により、児童生徒の読書意欲の醸成、読書習慣の確立に一定の成果が見られています。昨年度は、学校図書館の開館状況について、小学校では週当たり約 4.5 回、中学校では平均約 5.5 回であり、今後さらに、開館回数を増やしつつ、魅力ある学校図書館づくりを行い、児童生徒の読書活動の推進を図っていくためには、司書教諭を始めとする教員を中心として行っている読書環境の整備や、ボランティアとのさらなる連携・協力に関する業務を補助することのできる人材が必要です。

実施(予定)：平成 27 年 4 月

中央図書館に「学校図書館支援グループ」を新設(事務局機能)

学校図書館補助員コーディネーター・チーフコーディネーターを配置

5-6 月

コーディネーターが全小中学校を訪問し学校図書館の現状を聞き取り

7-9 月

学校図書館補助員配置計画の作成、補助員募集

10 月

学校図書館補助員の配置

このように、大阪市では一般財源から予算を講じて 3 カ年計画で学校図書館の整備・運営活動を進めている。

3. 大阪市の学校図書館活用推進事業の内実

前章で大阪市の学校図書館活用推進事業の概要を紹介したが、さらにその内実を検討したい。検討は 2 つの推進計画—学校図書館の図書整備事業及び学校図書館補助員の配置事業—に即して行う。

3.1 学校図書館の活用推進事業の推進組織

この推進組織として、大阪市立中央図書館と教育委員会指導部⁹との連携の基に「学校図書館活用推進委員会」を設置している。そして大阪市立中

央図書館に「学校図書館支援グループ」を新設し、学校図書館活用推進委員会の事務局を置き、学校図書館の活用推進の総合的調整機能を担う¹⁰。具体的には、図書選定リスト提供等や学校図書館蔵書整備計画の進捗管理を担う。また、業務を遂行するにあたり、学校図書館チーフコーディネーターを配置する。なお平成 27 年度の「学校図書館活用推進事業(学校図書館補助員、コーディネーターの配置)」¹¹では、3 名の学校図書館チーフコーディネーター(非常勤嘱託)を中央図書館に配置する、としている。ただし、3 名の学校図書館チーフコーディネーターの雇用費用等は、同事業費予算に含まれていない¹²。

また、地域図書館に学校図書館補助員コーディネーターを配置し、学校図書館の活用推進活動をさせている。先の「学校図書館活用推進事業(学校図書館補助員、コーディネーターの配置)」では、各区図書館に 24 名の学校図書館補助員コーディネータ(非常勤嘱託)を配置するとしている。平成 27 年度の事業費は、83,370 千円(コーディネーター 80,670 千円、備品購入 2,700 千円)である。事業予算からの単純積算でコーディネーター1 名当たり、約 3,360 千円/年の計算になる。

そして、地域図書館は、1) 学校図書館活用支援の地域拠点機能、2) 学校図書館蔵書の充実、活用推進に向けた支援について、学校図書館補助員コーディネーターとともに担う、3) 学校図書館支援ボランティアの養成、活動支援、4) 団体貸出等連携事業の実施をする。

学校には学校図書館補助員を配置し、学校図書館の開館、環境整備(補助)を行う。学校は、1) 学力向上の取組、2) 学校図書館を活用した教育活動の充実を担う、と役割が示されている。

なお、学校図書館補助員コーディネーターについては、当初 1 ヶ月間の研修を実施し、学校図書館補助員については、2 週間の研修を企図している¹³。

3.1.1 学校図書館チーフコーディネーター(非常勤嘱託)

前述の通り、学校図書館チーフコーディネーター(非常勤嘱託)は、大阪市立中央図書館に配置する、としている。業務は、各区コーディネーター

業務の進捗管理、連絡調整、研修会や連絡会議等の企画・実施、モデル的な取組収集等を行う、ことである。

なお、学校図書館チーフコーディネーターの公募情報を検索エンジン等で探したが、不明であった。大阪市の「学校図書館活用推進事業」のいわば現場司令塔役であり、その属性等が気にかかる存在である。

3.1.2 学校図書館補助員コーディネーター

学校図書館補助員コーディネーターについては、平成 27 年 2 月 17 日の大阪市教育委員会が、「学校図書館補助員コーディネーター(非常勤嘱託職員)採用試験要項」を公表している¹⁴。これによれば、職務内容は、「市内 20 校前後の小中学校を担当し、担当校の学校図書館の環境整備等にかかる連絡調整や相談対応、担当校に勤務する学校図書館補助員への業務支援や相談対応、市立図書館との連絡調整、学校図書館支援ボランティアとの協働に関する調整、その他必要な業務」である。

受験資格は次のいずれかに該当する者である。司書(司書補)の資格、司書教諭資格、公立図書館・学校図書館での勤務経験、教員勤務経験、及び学校図書館において、教職員、ボランティア等と適切な対応を行うために必要な経験、技能を有する者。

最初の 2 項目は専門資格を問い、次の 2 項目は学校図書館の関係部署での実務経験を問っている。最後の項目は幅広い解釈が行える条項であり、この条項の運用実態は不明である。

3.1.3 三層構造の学校図書館現場実務

以上に検討を進めてきたように、大阪市の学校図書館活用推進事業(学校図書館補助員、コーディネーターの配置)は、三層構造の複雑な組織構造を持つ。また、外周に中央図書館及び地区分館、教育委員会が存在する。さらに、学校現場には、校長、教頭を始めとする学校経営者や学校経営組織があり、司書教諭も発令されている。

すなわち、実際に学校図書館の現場実務にかかわる学校図書館補助員は、直接には、学校図書館補助員コーディネーターの系と司書教諭、学校図書館委員会等の 2 系統のラインとのコミュニケー

ション、意思決定が関係することになる。ありていに述べれば、「船頭多くして、船、山に登る」事態が懸念される。

3.2 学校図書館図書整備事業

学校図書館事業の目標は、次の 3 点である。

- (a) 大阪市図書標準(小学校：7 千冊 中学校：8 千冊)に達している学校の割合を 3 年以内に 100%にする。
- (b) 平成 29 年度までに「読書は好きですか」という質問に対する肯定的回答のポイント数について、全国平均以上にする。
- (c) 3 年以内に「全国学力・学習状況調査」の結果における大阪市平均を全国平均以上にする。

事業年度は、平成 27 年度～29 年度の 3 ヶ年であり、単年度当たり 154,840 千円の予算措置である。1 年当たりの購入冊数は、小学校約 96,000 冊、中学校約 26,000 冊を予定している。まず、大阪市が一般財源で、平成 27 年度から、単年度に 154,840 千円、3 ヶ年間で 155 百万円の一般財源手当てを行うことを評価したい。以下、3 点の目標の評価を個々に行う。

3.2.1 大阪市図書標準(小学校：7 千冊 中学校：8 千冊)

最初に、「(a) 大阪市図書標準(小学校：7 千冊 中学校：8 千冊)」とはなにか、を検証する。平成 26 年 11 月 25 日に開催された「市長と教育委員の協議(第 5 回)」を参考に読み解く¹⁵。教育委員会事務局の学力向上支援担当部長が、学校図書館図書標準について説明をしている。以下に引用を行う。

学校図書館図書標準の算出の方法である。小学校は 7 から 12 クラスで計算すると 7,000 冊から 8,000 冊の間が標準、中学校で 13 から 18 クラスで計算すると 10,000 冊強が標準となる。(中略)本当にそれだけの本を学校図書館に収蔵できるか調べたところ、小学校でおよそ 7,000 冊、中学校で 8,000 冊が妥当である。

まず、文部科学省の学校図書館図書標準を参照してみよう。小学校では、7クラスで5,560冊、12クラスで7,960冊である。また、中学校では13クラスで11,200冊、18クラスで13,600冊となる。仮に単純平均値を求めると、小学校で6,760冊、中学校で12,400冊となる。教育委員会の算出式が明示されていないので、正確な検証はできないが、小学校の「7,000冊から8,000冊の間が標準」は概ね妥当な数値である。一方、中学校の「10,000冊強が標準」という大阪市の基準値には疑問が残る。

さらに説明の後半では、学校図書館の収容能力を調査したと称し、その結果、収容能力に合わせて、「小学校でおよそ7,000冊、中学校で8,000冊が妥当」との結論を述べている。

しかし、単に現状の学校図書館の収容能力によって、学校図書館のあるべき蔵書数を「打倒」決めつけるのであれば、それは学校図書館図書整備計画の基準となる数値とは言いがたく首肯しかねる。こうした作為的な数値を大阪市図書標準(小学校：7千冊 中学校：8千冊)として、学校図書館図書整備が策定、推進されていくことに強い懸念を覚える次第である。

3.2.2 「読書は好きですか」

次に、「読書は好きですか」という質問に対する肯定的回答のポイント数の向上策についてであるが、平成27年度の大阪市社会教育委員会第1回全体会でこれについて議論がされている¹⁶。

教育委員会事務局の説明では、大阪市での肯定的回答のポイント数は、「小学生は、68.1%(全国平均73%)、中学生は57.7%(全国平均69.4%)である。」としている。続けて、「開館日数を増やすことで、読書環境を整備していくことを目標にしている」と述べている。

ここで取り上げられている「読書は好きですか」という質問は、「全国学力・学習状況調査」の一部である。全国学力・学習状況調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的として、文部科学省が平成19(2007)年度から実施している。対象は小学校6年生と

中学校3年生。調査内容は教科に関する調査(国語・算数・数学および平成24(2012)年度は理科を追加)と、生活習慣や学校環境に関する質問紙調査とからなる¹⁷、ものである。

しかし、読書習慣が身に付くかどうかは、乳幼児の時期から青少年期までの長い成長過程での環境などに大きく影響されると考えられ、単に学校図書館の開館日数(回数)を増やすことで、直ちに「読書は好きですか」という質問に対する肯定的回答のポイント数の向上に結びつけるのは、論理展開に無理がある。

一方、平成25年3月、大阪府は「第2次大阪府子ども読書活動推進計画(概要)」を策定し、平成25年度より概ね5ヶ年間の事業計画を発表している¹⁸。同計画では、乳幼児からティーンズまでの読書活動推進の具体策を掲げ、計画の達成指標も具体的に記述している¹⁹。

しかし、この大阪市学校図書館図書整備事業では、先行する大阪市「第2次大阪府子ども読書活動推進計画」との連携や関係が述べられないことがない。関係部局は共に、教育委員会及び大阪府立図書館であり、疑問が残る。

なお、平成26年度「大阪市学校図書館活性化事業」実施要領では、「本市教育委員会では、平成15年3月に「大阪府子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもたちが自主的に読書に取り組むことができるよう、家庭・地域・図書館・学校が連携・協力して子どもの読書環境の整備・充実に努めてきた。」(事業の趣旨)²⁰、と述べている。

3.2.3 3年以内に「全国学力・学習状況調査」の結果における大阪市平均を全国平均以上にする

これも、文部科学省の「全国学力・学習状況調査」に関連する事項であるが、先に検討を行った読書好きの児童生徒を増やす、という目標よりも一層遊離した論理の飛躍である。

現に、平成27年度大阪府社会教育委員会第1回全体会では、委員からの「子ども達の学力アップとこの事業(学校図書館活用推進事業;筆者注)がどのようにつながるのか。」という質問に対して、教育委員会事務局は、「学校図書館の魅力を高めていくことは、学力アップにも間接的にじわ

じわと効果があるものだと思われるが、直接的にはつながらないだろう。テストでもどんな問題なのかを読み取れない子どももいる。読書活動は国語力のアップにはなると思う」と苦しい答弁を行っている²¹。

3.3 学校図書館の開館体制

大阪市政策企画室の「[報道発表資料] 学校図書館の環境整備を行う学校図書館活用推進事業を実施します」では、学校図書館の開館状況を次のように述べている²²。

学校図書館の授業時間以外での開館状況は、小学校では週当たり平均 4.5 回、中学校では平均 5.5 回(*)となっており、昼休みや放課後に開館していない学校もあることから、学校図書館の活用が十分な状況ではないといえます。(中略)全小中学校で、全授業日(行事実施日等を除く)に 1 日 1 回以上開館し、週当たりの開館日数 平均 7 回以上をめざします。*1 日 4 回(朝・休息时间・昼・放課後)、週 5 日開館ができると考えた場合の調査結果による。

しかし、1 日 4 回(朝・休息时间・昼・放課後)という開館時間帯の設定は、別途、公開されている「学校図書館補助員勤務枠一覧[別紙]」²³によれば、勤務時間帯は各小中学校で複数のパターンが存在している。これは、各学校の自主的な要望を受け入れたものという評価もできるが、一方で、学校単位で見ると、1 日/週当たり、勤務を原則とし、7 時間勤務/1 日、内昼休み 1 時間、という外枠条件が推定される。勤務体制の検討を進める。

1) 1 日/週勤務制

朝からの勤務で、一番早い時間帯の勤務は 8:00~15:00 であり、遅い時間帯の勤務は 11:00~18:00 である。

2) 2 日/週勤務制

勤務時間帯を 1/2 にして、2 日間の勤務としたパターンである。3 時間/日なので、昼休みはない。

このような学校図書館補助員の勤務体系を考えると、先の大阪市政策企画室の「[報道発表資料] 学校図書館の環境整備を行う学校図書館活用推進

事業を実施します」における学校図書館の開館日数の試算には、強い疑問が沸き起こる。個別に検討を進める。

①「学校図書館の授業時間以外での開館状況は、小学校では週当たり平均 4.5 回、中学校では平均 5.5 回」という数値は、実際の週当たりの平均開館回数を分子とし、分母に「1 日 4 回(朝・休息时间・昼・放課後)、週 5 日開館ができると考えた場合」の $4 \times 5 = 20$ をおいた数値である。しかし、前述の学校図書館補助員勤務枠からは、「1 日 4 回(朝・休息时间・昼・放課後)、週 5 日開館ができる」体制ではまったくない。「1 日/週勤務制」のパターンで試算しても、1 日/週の開館で、朝型開館、放課後型開館のどちらかにならざるを得ない。

②上記より、「全小中学校で、全授業日(行事実施日等を除く)に 1 日 1 回以上開館し、週当たりの開館日数 平均 7 回以上をめざし」は、学校図書館補助員だけでは不可能である。「1 日 4 回(朝・休息时间・昼・放課後)、週 5 日開館は、20 回の開館回数であって、開館日数とは異なる(下線は、筆者)。また、15 分間程度の短い休息時間に学校図書館を児童生徒が利用することは、学級教室と学校図書館との位置関係、移動時間等を考えると無理がある。

このような矛盾を説く鍵は、「大阪市政 学校図書館活用推進事業」²⁴での説明にありそうである。以下に引用で示す。

小学校では、学校図書館活性化事業²⁵で学校図書館支援ボランティアの養成を行い、学校図書館支援ボランティアによる学校図書館の開館時間の延長や図書の整理、読み聞かせ等の取組を行っています。中学校では、学校元気アップ地域本部事業²⁶で各校の実情に応じて、学校図書館の開館時間の延長や図書の整理等の取組を行っています(下線は、筆者)。

また、先に取り上げた平成 26 年度「大阪市「学校図書館活性化事業」実施要綱」²⁷においても、「3. 事業概要」の「(3) 学校図書館支援ボランティアの活動内容」で、「教員とボランティアが連携し、学校図書館の開館回数の増加」が挙げられている。

3.4 開館日数(述べ開館回数)と貸出冊数

また、平成 27 年度大阪市社会教育委員会第 1 回全体会議での、「一般的には、開館日数よりも、貸出冊数を何冊以上にするという目標を上げることが多い」という委員からの指摘に対して、山本教育長が次のように答えている²⁸。

貸出冊数を議論するほどまだ充実が進んでいないという認識。メンテナンスもこれまで十分でなかった。ほとんど読まれていない本は廃棄したが、そこに必要な図書をこれから配置していく。(中略)貸出冊数に関しては、開館日数がアップした後に議論していくことになると思う。

すでに指摘したことであるが、ここで言及しているのは、月当たりの述べ開館回数であって、開館日数ではない。また、学校図書館の開館拡大による利用の増加を図る指標として、来館者数と貸出冊数は基本的な指標であるが、「貸出冊数を議論するほどまだ充実が進んでいないという認識」を示している。すなわちこの事業は、学校図書館の資料費臨時増による蔵書充実、及び、学校図書館補助員の配置等による人の配置施策という 2 つのインプット(平成 27 年度～29 年度事業、単年度当たり 3 億 6000 万円)に対して、開館日数(実際は、開館回数)というアウトプットを事業目標としている。

しかし、行政施策として求むべきは、個々の学校図書館の来館者数(児童生徒の利用者数)及び貸出冊数の増加というアウトカム(行政施策効果)の指標ではないだろうか。

3.5 学校図書館補助員等の配置

では、実際に第一線で学校図書館の業務を行う、大阪市の学校図書館補助員について、国の学校司書配置施策や、他の自治体等の学校司書配置計画などと比較しながら検討を進めたい。

3.5.1 国の学校司書施策

まず、最初に文部科学省の学校司書配置施策について見ておこう。文部科学省が公表している 2012 (平成 24) 年度からの「新学校図書館図書

整備 5 か年計画」に基づく地方財政措置の考え方²⁹ では、学校司書の配置経費は公立小中学校のみを配慮し、「1 年度当たり約 150 億円 (14,300 人 × 105 万円)、小中学校に 1 週当たり 30 時間の担当職員を概ね 2 校に 1 名程度配置することが可能な規模を措置」としている。この金額の算出は「直近の学校図書館担当職員の配置実績 (14,300 人)³⁰に、1 人当たり配置単価 (105 万円) を乗じている。

これを勤務する学校司書の勤務状態の試算根拠とする。「1 週当たり 30 時間」の勤務は、5 日/週に換算すると、6 時間/1 日勤務となる。また、1 ヶ月に換算すると、20 日/1 ヶ月となる。学校司書の時間単価や年間勤務日数が示されていないが、予算等から逆算すれば、概ね年間 10 ヶ月弱の勤務(長期休暇期間の非勤務体制)と推定できる。

3.5.2 学校司書の募集(神戸市)

ここで、最近に学校司書の募集を行った神戸市の事例を比較のために見ておきたい。神戸市では、平成 26 年度に 10 月 1 日から神戸市学校司書(学校図書館担当職員)をモデル配置し、引き続き平成 27 年度においても、10 月 1 日から半期、神戸市学校司書を全校配置している。平成 28 年度より年間配置を行うものと見られる。

「平成 27 年度 神戸市学校司書 (学校図書館担当職員) の募集について」³¹から、同市の学校司書の募集概要、勤務形態等を整理しておきたい。

(1) 主な業務内容

- ・学校図書館の整備 (蔵書管理、環境整備、選書など)
- ・学校図書館の運営 (開館、貸出、レファレンスなど)
- ・学校図書館を活用した授業等の支援 (図書の準備、図書の紹介など)
- ・図書委員会活動の支援
- ・市立図書館との連携
- ・ボランティアとの協働
- ・その他神戸市立小・中学校における読書活動の推進に関すること

(2) 雇用期間

平成 27 年 10 月 1 日 (木曜) から平成 28 年 3 月 31 日 (木曜) まで

※勤務成績が良好な場合、更新あり（更新は1年度ごと、4回まで）

(3) 採用予定人数 約 30 人

(4) 応募資格

1) 年齢 昭和 24 年 10 月 2 日から平成 7 年 10 月 1 日までに出生した人

2) 次のいずれかの条件を満たす人

- ・図書館法に規定された「司書」の資格を有する人
- ・図書館法に規定された「司書補」の資格を有する人
- ・学校図書館法に規定された「司書教諭」の講習を修了した人

(5) 勤務条件

1) 報酬 時給 1,000 円（交通費は規定により別途支給）

2) 勤務時間

1 日につき 6 時間以内、1 週間あたり 29 時間以内、1 年度につき 1,100 時間以内

このように学校司書の応募資格に司書・司書補、司書教諭講習の資格取得者を指定していることから、神戸市教育委員会では一定の図書館系の専門性を求めていることが判明する。時給は 1,000 円（交通費は別途）で、「1 年度につき 1,100 時間」勤務として、年間支給額は 110 万円（交通費は別途）となる。文部科学省の学校司書配置施策の予算よりも、支給額で 5 万円＋交通費が上回るが、市費での手当であろうか。ただし、「1 日につき 6 時間以内、1 週間あたり 29 時間以内」という週当たりの勤務時間は、ギリギリで社会保険制度への加入条件未満の勤務時間であり、疑問を感じる。

3.6 大阪市学校図書館補助員との比較

ここで、大阪市学校図書館補助員募集³²と神戸市学校司書(学校図書館担当職員)募集を比較してみる。

3.6.1 名称等

大阪市：大阪市学校図書館補助員、非常勤嘱託職員、2 年を限度に延長可

神戸市：神戸市学校司書(学校図書館担当職員)、1 年ごと 4 回まで延長可

3.6.2 応募資格

大阪市：・司書(司書補)資格、司書教諭資格、公立図書館・学校図書館で勤務経験者、学校教員勤務経験者、学校図書館の業務に関心・意欲のあるもの

神戸市：司書・司書補資格、司書教諭講習修了者

このように比較を行うと、神戸市は図書館関係の資格取得者に限定しているのに対して、大阪市では、「学校教員勤務経験者」で教員経験者、さらには、「学校図書館の業務に関心・意欲のあるもの」で、実質には応募資格をフリーとしている。

3.6.3 勤務条件、勤務場所

大阪市：週 2~5 日(平日)、1 日 3 時間または 6 時間(6 時間勤務の場合、休息时间 1 時間)

大阪市立各小中学校(2~4 校)

神戸市：1 日 6 時間以内、1 週間 29 時間以内、1 年度につき 1,100 時間以内。

勤務条件は明確に記されていないが、神戸市の行政規模で募集人員が 30 名程度ということは、研究校的な配置、または、1 名の学校司書が複数校の担当を行うものと推測される。

3.6.4 報酬

大阪市、神戸市共に時給 1,000 円であり、非常勤職員である。

3.6.5 小まとめ

大阪市(学校図書館補助員)、神戸市(学校司書)共に、時給 1,000 円の非常勤職であり、業務内容にも大きな差異はない。

大阪市の場合は、組織構造として市立中央図書館配置のチーフコーディネーター、各区図書館配置の学校図書館補助員コーディネーター、小中学校を 1~4 校巡回する学校図書館補助員の三層構造を持つ、複雑な仕組みである。

また、神戸市は文部科学省による「学校司書の配置経費」を意識したと考えられる事業であるのに対して、大阪市は自己の一般財源を充てる、としている。

ちなみに、堺市教育委員会は、「平成 25 年度 学

校図書館教育推進事業」の「事務事業総点検シート(3)」において、他の政令指定都市の状況を示している。参考に注に記しておく³³。いずれにせよ、学校図書館現場に「人」の配置が手探りで始まったと考える。今後の動向に注目をしていきたい。

4. さいごに

本稿では、大阪市の「学校図書館活用推進事業」について、公開されている各種情報を中心に検討を行った。同事業の核は、「学校図書館の図書整備事業」及び学校図書館への「人」の配置事業である。

「学校図書館活用推進事業」については、教育委員会が「独自基準」と自賛する「大阪市図書標準(小学校:7千冊 中学校:8千冊)」の問題点を、文部科学省の学校図書館図書標準と比較をしながら指摘した。

また、学校図書館への「人」の配置事業においては、1) コミュニケーションラインが、複雑な三層構造となっていること。学校現場における校長を始めとする学校経営陣や学校経営組織との関係性が不明であること、司書教諭と学校図書館補助員との役割分担と協働について積極的な記述がないこと、2) 学校図書館開館日数と開館回数との錯誤を指摘し、3) 事業結果の評価指標は、開館回数ではなく、児童生徒の学校図書館利用の増加、貸出冊数の増大というアウトカムであるべき、などを述べた。

さらに、「学校図書館活用推進事業」において、「大阪市子ども読書活動推進計画」との連携等が希薄なことや、学校図書館の「学習センター機能」の強化策が不明である点なども懸念材料である。

いずれにせよ、大阪市の「学校図書館活用推進事業」が、学校図書館の充実・強化への一歩となることを願う。

末尾になりましたが、「学校図書館活用推進事業」の企画・策定、実行に携わられる多くの関係者の方々に、敬意を表しておきたい。

引用文献

1 担当事務局は、大阪市教育委員会教育活動支援担当である。TEL: 06-6208-9039 FAX: 06-6202-7055

2 平成26年度学校図書館の現状に関する調査(概要)及び平成26年度学校図書館の現状に関する調査 平成26年6月2日、文部科学省児童生徒課

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/_icsFiles/afiedfile/2015/06/02/1358454_01.pdf [確認: 2015-09-30]

3 前掲2) p.43

4 大阪市が学校図書館図書標準に達していない理由として、大幅な除籍をされたことも理由とされている。

平成26年11月25日、「市長と教育委員の協議(第5回)」

<http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/cmsfiles/contents/0000278/278101/261125.pdf>

[確認: 2015-09-30]

5 「学校図書館活用推進事業(教育委員会事務局)」

<http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000314931.html> [確認: 2015-09-30]

6 なお、この学校図書館事業の正式発足に先立つ平成26年11月25日に「市長と教育委員の協議(第5回)」が開催され、学校図書館の活用について協議が行われ、概ねの方向性と概要が示されている。前掲4)

7 平成26年度 大阪市「学校図書館活性化事業」実施要綱 [2014年1月31日]によれば、その内容は、以下である。

1. 事業の趣旨

本市教育委員会では、平成18年3月に「大阪市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもたちが自主的に読書に取り組むことができるよう、家庭・地域・図書館・学校が連携・協力して子どもの読書環境の整備・充実に努めてきた。その一環として、平成18・19年度に「学校図書館支援モデル事業」、平成20年度より「学校図書館活性化事業」を実施し、学校図書館の開館時間の延長をはじめとする児童の読書環境の整備に取り組んできた。

一方、平成19年度より実施されている「全国学力・学習状況調査」において、本市では、基礎的な「知識」の問題に比べ、思考力・判断力・表現力等が問われる読解や記述式の問題、知識・技能を「活用」する問題において課題がみられる、と

いう結果が出ており、すべての学力の基礎となる言語力の向上が喫緊の課題となっている。

同調査の分析において、読書活動が言語力の育成と深く関わっていることが指摘されているが、本市においては、読書が好きと回答した児童の割合は全国平均より低く、さらに家や図書館で普段、読書を全くしていない児童の割合は全国平均より高いという結果が出ており、児童の読書意欲の醸成と読書習慣の定着を図ることが、言語活動の充実ひいては学力の向上に不可欠である。

こうした実情をふまえ、6カ年にわたって実施されてきた成果と課題を引き継ぎ、平成26年度も継続して「学校図書館活性化事業」を実施する。本事業の推進により、児童にとって最も身近に本と接する場所である学校図書館を活性化させ、児童の読書環境の整備・充実を図ることにより、児童の読書意欲の醸成と読書習慣の定着を図る。

2. 実施対象校

大阪市立小学校 全校で実施する。

3. 事業概要

(1) 実施計画書の提出

実施校は、年間の活動内容を記した「実施計画書」を提出するものとする。

(2) 学校図書館支援ボランティアの継続募集

各校において、本事業にご参加いただける学校図書館支援ボランティアの募集を継続して行う。

(3) 学校図書館支援ボランティアの活動内容

実施計画書をもとに、教員とボランティアが連携し、学校図書館の開館回数の増加をはじめ、学校図書館の整備や読み聞かせの実施等、児童の読書環境の整備・充実を図るための活動を行う。各区の市立図書館および教育委員会指導部司書は、必要に応じて、学校およびボランティアに指導・助言を行い、活動を支援する。

(4) 学校図書館支援ボランティア講座の実施

学校図書館支援ボランティアに対して、ボランティアとして必要な心構えや、活動に際して必要な知識・技術を習得していただけるよう、学校図書館支援ボランティア講座を開催する。

開催にあたっては、学校・学校図書館支援ボランティア・市立図書館および指導部司書が互いの協力のもと、できるだけ多くの参加を得られるよう、また、学校図書館支援ボランティアにとって有益な講座になるよう、開催日時・開催場所・内容等について検討しながら進める。

(5) 実践交流会の開催

実践交流会を開催し、それぞれの学校における

実施状況を報告していただくとともに、問題点について検討する場を設ける。実践交流会は、原則として年1回、各区単位での実施を基本とする。

(6) 事業の実施状況の報告

実施校は、年1回、事業の実施状況を教育委員会に報告するものとする。

(7) 終了報告書の提出

実施校は、年度終了時に、「終了報告書」を提出するものとする。

(8) 所要経費

学校図書館支援ボランティアの活動は無償とする。ただし、学校図書館支援ボランティアステップアップ講座にかかる経費は、別途定める範囲で教育委員会が負担する。

(9) ボランティア保険への加入

本事業全体で「大阪市市民活動保険」に加入し、ボランティアの活動中の事故を補償する。保険料は、大阪市が負担する。

(10) その他

本要綱に定めるもののほか、必要事項については、関係各部署と協議のうえ決定する。

<http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000253329.html> [確認：2015-09-30]

8 大阪市学校元気アップ地域本部事業実施要綱

制定 平成21年4月1日

改正 平成21年6月15日

改正 平成24年4月1日

改正 平成25年4月1日

1 趣旨

少子化や核家族化など、子どもを取り巻く社会環境が大きく変化する中で、学校教育の課題は多様化・複雑化している。全国学力・学習状況調査の結果からも、本市の子どもたちの学力向上は喫緊の課題であるとともに、学習習慣など学力を支える基本的な生活習慣にも課題があることが明らかとなっている。

そこでこのような学校教育の課題解決に向け、学校・家庭・地域が連携し、地域の教育力を活かして学校を支援する仕組みとして、中学校区に「学校元気アップ地域本部」を設置し、その実施体制、事業内容等について、この要綱を定める。

本事業の取組みにより、子どもたちの学習活動を充実させるとともに、教職員が教育活動に一層専念できる環境づくりをめざす。また、学校の取組みに応じ、子どもたちが、多様な知識や経験を持つ地域の人々と触れ合う機会を増やすことにより、コミュニケーション能力の向上や規範意識の

醸成などの成果実現をめざす。

2 実施体制

(1) 中学校区学校元気アップ地域本部

地域社会全体で学校教育を支援する組織として中学校区に設置する。

学校関係者や地域関係者等を構成員とする中学校区地域本部運営協議会、学校元気アップ支援員または地域コーディネーター、地域協力者で構成する。

中学校区地域本部運営協議会は、学校元気アップ地域本部活動の方針・計画等について企画・立案する。

(2) 1 学校元気アップ支援員

中学校に非常勤嘱託職員として配置し、校長の指示に基づき、学校の課題を的確に把握しながら、地域人材や社会資源の発掘・確保、学校と地域本部間の連絡調整など、全体のコーディネートを行う。

2 地域コーディネーター

学校と地域をつなぐ調整役として適した人材に依頼し、校長の指示に基づき、教職員と連携し、学校の課題を的確に把握しながら、地域人材や社会資源の発掘・確保、学校と地域本部間の連絡調整など、全体のコーディネートを行う。

(3) 大阪市学校元気アップ地域本部運営協議会

学校代表者や地域代表者、学識経験者等を構成員とする全市の組織として設置し、中学校区学校元気アップ地域本部の運営を支援する。

3 事業概要

(1) 中学校区学校元気アップ地域本部の取組み

1 中学校区地域本部運営協議会の運営

2 地域の協力者の確保・調整

3 学校支援の推進

学校の課題に応じた支援活動の企画及び実施

[学校支援活動例]

ア. 学習内容の充実への支援

総合的な学習やキャリア教育への支援、多様な体験活動への支援など

イ. 教科指導への支援

コンピューター(情報教育)の実習支援など

ウ. 課外活動への支援

放課後等の学習活動への支援など

エ. 学校行事への支援

運動会や文化祭等の準備補助など

オ. 生活指導や生活習慣確立への支援

生徒指導や相談活動、生活習慣の確立等への支援など

カ. 小中連携への支援

小・中学校が連携して実施する合同行事や交流行事への支援など

キ. 環境整備への支援

緑化・花壇づくり、中学校図書館の活性化への支援など

(2) 教育委員会の取組み

1 大阪市学校元気アップ地域本部運営協議会の運営

2 中学校区学校元気アップ地域本部への支援

3 学校元気アップ支援員及び地域コーディネーターへの研修

4 学校支援に関する調査研究

4 その他

(1) この要綱に定める事業実施のための事務局を、大阪市教育委員会事務局指導部教育活動支援担当に置く。

(2) この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は別に教育長が定める。

(附則) この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(附則) この要綱は、平成 21 年 6 月 15 日から施行する。

(附則) この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(附則) この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

<http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000252885.html> [確認：2015-09-30]

平成 27 年度大阪市社会教育委員会議第 1 回全体会議事録

<http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/cmsfiles/contents/0000222/222995/giziroku20140612.pdf> [確認：2015-09-30]

9 指導部の役割は、(1)学校図書館の計画的利用、機能活用の促進、(2)学習活動、読書活動の充実、(3)学校図書館の蔵書の充実、と一般的な事項が並んでいる。

10 橋下大阪市長の発言として「中央図書館との連携もしてほしい。中央図書館には司書が百何人かいるようだが、今までは縦割りになっていた。図書館司書の専門知識は宝であるので、中央図書館に図書選定の体制を設けて、そこでリストアップをして、各学校がそれを参考情報としながら図書を選定していくというように、中央図書館と学校図書館をうまく組み合わせしてほしい。人の配置は、各学校に配置するとか、中央図書館に新しく作る

学校図書を充実させる組織の下に配置するなど考えてほしい。」とある。これにより大阪市立中央図書館に「学校図書館支援グループ」が置かれたものと類推される。

前掲 4)

11 平成 27 年度の「学校図書館活用推進事業(学校図書館補助員、コーディネーターの配置) 事業費 181 百万円」

<http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/cmsfiles/contents/0000295/295188/tosyokanhozoyoinn.pdf>
[確認：2015-09-30]

12 大阪市 政策企画室[報道発表資料] 「学校図書館の環境整備を行う学校図書館活用推進事業を実施します」によれば、予算は次の通りである。

学校図書館活用推進事業 平成 27 年度予算額 3 億 3,600 万円 新規

<http://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/seisakushitsu/0000296403.html>
[確認：2015-09-30]

また、「学校図書館活用推進事業(学校図書館図書整備)」より、平成 27 年度の事業費は、1 億 55 百万円である。

<http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/cmsfiles/contents/0000295/295188/tosyoseibi.pdf>
[確認：2015-09-21]

一方、前掲 11)より、学校図書館活用推進事業(学校図書館補助員、コーディネーターの配置) 事業費 1 億 81 百万円である。平成 27 年度予算額 3 億 3,600 万円である。この内、学校図書館補助員の予算は、98,049 千円(補助員 61,705 千円；消耗品等 36,355 千円)であり、学校図書館補助員コーディネーターは、83,370 千円(コーディネーター 80,670 千円；備品購入 2,700 千円)である。

よって、学校図書館活用推進事業の平成 27 年度予算額 3 億 3,600 万円には、中央図書館に配置される 3 名のチーフコーディネーターの費用は含まれない。

13 平成 27 年度の大阪市社会教育委員会議第 1 回全体会 議事録

<http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/cmsfiles/contents/0000222/222995/giziroku20140612.pdf>
[確認：2015-09-30]

14 平成 27 年 2 月 17 日の大阪市教育委員会 「学校図書館補助員コーディネーター(非常勤嘱託職員)採用試験要項」

http://www.oml.city.osaka.lg.jp/?action=common_download_main&upload_id=6360
[確認：2015-09-30]

15 前掲 4)

16 前掲 13)

17 [報道発表資料] 「第 2 次大阪市子ども読書活動推進計画」を策定しました

<http://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/kyoiku/0000213648.html> [確認：2015-09-30]

18 第 10 回教育委員会会議で、「第 2 次大阪市子ども読書活動推進計画」の策定について、審議、可決

<http://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/cmfiles/contents/0000213/213648/9/siry02.pdf>
[確認：2015-09-30]

19 「第 2 次大阪市子ども読書活動推進計画(概要)」

<http://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/cmfiles/contents/0000213/213648/0/gaiyou.pdf>
[確認：2015-09-30]

20 平成 26 年度 大阪市「学校図書館活性化事業」実施要綱 [2014 年 1 月 31 日]

<http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000253329.html> [確認：2015-09-30]

21 前掲 13)

22 前掲 12) 大阪市 政策企画室[報道発表資料] 「学校図書館の環境整備を行う学校図書館活用推進事業を実施します」

[確認：2015-09-30]

23 「学校図書館補助員勤務枠一覧(別紙)」

http://www.oml.city.osaka.lg.jp/?action=common_download_main&upload_id=8495
[確認：2015-09-30]

24 「大阪市政学校図書館活用推進事業」[学校図書館補助員の配置]

<http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000314931.html> [確認：2015-09-30]

25 前掲 20)

26 大阪市学校元気アップ地域本部事業実施要綱
<http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000252885.html> [確認：2015-09-30]

27 前掲 20)

28 前掲 13)

29 文部科学省「平成 24 年度からの学校図書館関係の地方財政措置における考え方について」

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2012/03/06/1317831_4.pdf [確認：2015-09-30]

30 文部科学省「平成 26 年度結果学校基本調査」

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2014/12/19/1354124_1_1.pdf [確認：2015-09-30]

³¹ 記者資料提供（平成 26 年 4 月 24 日）教育委員会事務局社会教育部生涯学習課
神戸市学校司書（学校図書館担当職員）の募集

子供の読書環境を整え、調べ学習の授業等を充実させるなど学校図書館の活性化を図り、児童生徒の豊かな人間性と確かな学力を育むため、「神戸市学校司書(学校図書館担当職員)」を募集します。

1. 主な業務内容

市立小中学校の学校図書館において、司書教諭を補佐し、主に下記の業務を行います。

- ・学校図書館の整備(蔵書管理、環境整備、選書 等)
- ・学校図書館の運営(開館、貸出、レファレンス、図書館便り発行 等)
- ・学校図書館を活用した授業等の支援(図書の準備、図書の紹介、図書委員会活動の支援 等)
- ・市立図書館との連携
- ・ボランティアとの協働

2. 雇用期間

平成 26 年 10 月 1 日(水曜)から平成 27 年 3 月 31 日(火曜)まで

3. 採用予定人数

全市で 30 人(小学校 20 校、中学校 10 校に配置)

4. 応募資格

次の(1)(2)の資格を満たす人

(1) 図書館法に規定された、司書または司書補の資格を有する人

(2) 昭和 24 年 4 月 2 日から平成 6 年 4 月 1 日までに出生した人

5. 勤務条件

- ・報酬 時給 1,000 円(交通費は別途支給)
- ・勤務時間 1 日 6 時間、週 29 時間以内、半年間で 550 時間以内

<http://www.city.kobe.lg.jp/information/press/2014/04/20140424840602.html> [確認: 2015-09-30]

³² すでに、第一次募集情報はホームページ上で消去されていたので、追加募集の要項で代替する。

大阪市立中央図書館 学校図書館補助員(非常勤嘱託職員)登録者を募集します。

[2015 年 9 月 16 日]

大阪市立中央図書館では、さきに「学校図書館補助員(非常勤嘱託職員)」採用試験を実施しましたが、今後欠員等が生じた場合に採用するための登録者を随時募集します。

※ 今回の募集は、配属されている学校図書館補助員に欠員等が生じた際に随時採用するための登録を行うものであり、登録された全ての方が採用されるわけではありませんので、ご了承ください。

1 業務内容

大阪市立の小学校及び中学校のうち 1~4 校を巡回し、担当校の学校図書館の開館、学校図書館の管理業務の補助、学校における読書活動の推進に関する業務の補助に従事していただきます。

2 応募資格

(1) 以下のいずれかの項目に該当する者

司書(司書補)資格を有する者、平成 27 年 9 月 30 日までに資格取得見込みの者

司書教諭資格を有する者、平成 27 年 9 月 30 日までに資格取得見込みの者

公立図書館、学校図書館で図書館業務に従事した経験を有する者

教員として学校に勤務した経験を有する者

学校図書館の業務に関心・意欲のある者

(2) 地方公務員法第 16 条(欠格条項)に該当しない者

以上(1)、(2)の受験資格を満たす者がこの試験を受けることができます。

※年齢、性別、学歴は問いません。また、日本国籍を有しない方も受験できます。

(注)日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

3 任用予定人数

若干名

4 任用期間

平成 27 年 10 月 1 日以降本市が指定する日以降から平成 28 年 3 月 31 日まで

※ただし、勤務成績優秀と認められる場合は、2 年度を限度に延長することがあります。

5 勤務条件等

(1) 勤務時間 週 2~5 日(平日)、1 日 3 時間または 6 時間

(6 時間勤務の場合のみ、別に休憩時間 1 時間を付与)

具体的な勤務日・勤務時間は学校ごとに指定します(別紙、勤務枠の通り。ひとつの勤務枠に対し 1 人の補助員を配置します)

(2) 休務日 勤務日として指定しない日(原則として土曜・日曜・祝日は休務日)

(3) 勤務場所 大阪市立各小中学校(別紙、勤務枠にある 2~4 校)

(4) 報酬 1 時間あたり 1,000 円(予

定)

(5) 有給休暇 制度に応じて付与（その他特別休暇も有）

(6) 通勤手当 別途実費に応じて支給します（交通機関を利用した場合）。

(7) 社会保険 雇用保険（週 20 時間を超える場合）、労働災害保険（全員）

(8) その他 採用当初に研修を実施する予定です。

<http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000326452.html> [確認: 2015-09-30]

³³ 比較参考値（政令指定都市の状況、国等の基準との比較等） [平成 25 年度時点]

[政令指定都市の状況] *資格要件の有無 ◎: 有り(「司書教諭」または「司書」; ● なし)

堺市 ◎: 学校図書館職員 ●: 学校図書サポーター

札幌市 ●: 図書ボランティア

仙台市 ●: 学校図書事務員

さいたま市 ◎: 学校図書館司書

千葉市 ◎: 学校図書館指導員

川崎市 ◎: 学校図書館コーディネーター

横浜市 ●: 学校司書

相模原市 ●: 学校図書館整理員

新潟市 ◎: 図書館司書

静岡市 ●: 学校司書

浜松市 ●: 学校図書館補助員

名古屋市 ●: 図書館事務補助員

京都市 ◎: 学校図書館運営支援員

大阪市 なし

神戸市 ◎: 学校図書館アドバイザー

岡山市 ◎: 学校司書

広島市 ◎: 学校司書

北九州市 ◎: 学校図書館嘱託職員 ●: ブックヘルパー

福岡市 ◎: 学校司書

熊本市 ●: 学校図書司書業務補助員

http://www.city.sakai.jg.jp/shisei/gyoseki/kaikaku/minnanoshinsakai/minnanoshinsakai_h25/h25_taishojigyo/4-2.pdf [確認: 2015-09-30]